



2011年4月12日、交通事故による重症頭部外傷で関東甲信越地方の病院に入院していた10歳以上15歳未満の男子が法的に脳死と判定され、臓器提供を家族が承諾したという報道がありました。すでにご存じかとは思われますが、15歳未満を含め、本人の意思が不明でも拒否していない場合は家族の承諾で脳死での臓器提供ができるようにした改正臓器移植法が2010年7月に施行されて以降、15歳未満の脳死判定は初のケースでした。

なぜこの連載記事に、このテーマ

を取り上げたかという、本人が18歳未満の場合、虐待を受けた疑いがないことを確かめる必要があります、それに画像診断が役に立つと考えたからです。今回のケースでは、虐待の有無の判定に画像診断が役立てられたか不明です。新聞記事を参考にすると、提供病院で委員会や対応マニュアルを作るなど態勢が整っていることや、院内の倫理委員会が臓器摘出を承認したことを確認したから虐待の可能性がないと判断されたようです。

虐待の有無はどうやって確認したのか？ということが盛んに取り沙汰されるのだと思います。

脳死の段階での画像診断がAiに含まれるかは微妙なところですが、現実問題として、解剖を行って、虐待でないことを証明できない以上、確認する方法として最善のものは画像診断だと思います。この場合の最大のポイントは、性悪説にのっとって判断されても齟齬がないようにすることです。これには、院内の医療従事者でない部外者が、画像を読影し、虐待でないことを説明することが必要です。第三者の意見であれば、司法の場でも通用します。

次に問題になるのは、その後、臓器移植が控えていますから、ある程度即時性をもって虐待の有無を判断しなければならないということです。院外から有識者を連れてきて、画像診断を行うのは、東京都以外で起こった脳死なら現実には対応不可能でしょう。これに関しても、画像診断なら何とかかなりそうです。臨床情報と、画像情報さえそろっていれば、インターネット経由で、どこでも誰でも読影することが可能だから

です。本来でしたら、こういった判定業務は国など公共性の高い機関が行うべきなのでしょうが、Ai同様、国の取り組みは遅々として進みません。現在使える方法としては、手前みそですが、Ai情報センターしかないようです。ここにはさまざまな機関、県にまたがる施設の先生方、また、小児放射線科診断医もが登録されているので、第三者機関として、公平、中立的な立場で画像診断をすることが可能です。また複数の意見を集め、一つの報告書を作成することができるので、さらに第三者としての信用が得られる条件がそろっています。

死因を見つけること以上に、医療事故でないこと、あるいは虐待がないことを証明することがいかに難しいか。これを行うためには、全身をくまなく調べ、どこにも虐待や医療過誤などの所見がないということを報告する必要があります。さらに、脳死判定の場合では、解剖することができません。今後、画像診断がより客観的で有力な情報ツールであることが再認識され、さまざまな場面で役立つことと思われれます。

## 解剖なしで即時に虐待を判断する

果たして、皆さんはこれでよいとお考えでしょうか。もしこれが、医療関連死だとしたらどうでしょう。院内で事故調査委員会を開いて話し合ったから、関連死の可能性はないと判断したといっても、それは、現場で医療に携わっている人にしか通用しない論理です。司法の現場では、性悪説に基づいて判断されるため、

同じ病院内の人たちがいくら自分たちの意見が正しいと言っても、それは身内（同じ病院に勤務する医師）の発言であるから証拠として採用されることはありません。だから今回の小児の脳死移植でも、虐待でないことを証明することが重要なのです。犯罪報道などを多く扱っている新聞でも、性悪説で判断しますから、